

出版物に関する権利検討委員会（仮称＝ガイドライン委員会から名称変更検討）
第1分科会 第1回 議事録

日時：2013年2月7日（木） 15:00～17:00

場所：小学館 本館 402 会議室

出席：あんびるやすこ（日本美術著作権連合）、落合早苗（日本ペンクラブ）、伊藤真（ライツ法律特許事務所 弁護士）、島野淳一（日本書籍出版協会知財委員）、内田豊（日本楽譜出版協会）、梅憲男（日本美術著作権連合／日本美術家連盟事務局参与）、幸森軍也（マンガジャパン）、瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）、高須次郎（日本出版者協議会会長）、高橋靖典（日本文藝家協会事務局長）、千葉洋嗣（日本漫画家協会）、永井祥一（日本出版インフラセンター専務理事）、星晶広（21世紀のコミック作家の会／弁護士）、田中敏隆（日本雑誌協会）、片寄聡（日本書籍出版協会）、山田健太（専修大学文学部教授）、佐藤隆信（新潮社）
桶田大介（弁護士）、柳与志夫（国立国会図書館）、坂本・大家（小学館）、平井（筑摩）、古田（集英社）、石井（文藝春秋）、沼上（角川書店）、小野（講談社）、渡辺・飯島（新潮社）、樋口・川又（書協）

配布資料：①「出版物に関する権利」運用ガイドライン委員会 第1回議事録
②「出版物に関する権利」運用ガイドライン（案）
③「出版者が隣接権を持つことに賛成するという前提で」梅憲男
④「出版物に関する権利ガイドライン資料及び追加」内田豊
⑤「出版物運用ガイドライン検討項目」幸森軍也
⑥「出版者に、出版者の権利を付与する必要性」高須次郎
⑦「ガイドラインへの要望」あんびるやすこ
＊ ③～⑦は各団体からガイドラインに寄せられた要望書

司会進行：山田健太

●委員発言要旨

- ◎委員会の名称を「『出版物に関する権利』運用ガイドライン委員会」から「出版物に関する権利検討委員会」と変更する。次回の委員会に提案し、決定する。
- ◎「出版物に関する権利」の創設は委員会設置の契機であって前提ではない。委員会で合意が得られるのが望ましいが、法律改正がなされようがなされまいが、委員会は、権利者と出版者の双方にとってまず、現状の問題を解決するための場である

- ◎分科会は非公開だが、議事の要旨を「文字・活字文化推進機構」のHPで公開する
 - ◎第1回委員会（1月23日／講談社）で配布された「出版物に係る権利（仮称）法制度案」に対して要望がある。①「貸与権」は、許諾権として扱うべき②「出版物等原版」は「保護の対象著作物」に③保護期間の起算の始まりは「当該出版物を最初に発行されたとき」に。すなわち隣接権の遡及効が希望
 - ◎出版者は電子書籍を自社で配信していない場合には代理人契約をすべき。また出版者と著者の間にある「出版契約書」とは「出版権設定契約」に限定されるのに、二次的使用や電子出版についての契約などがみな盛り込まれているのが疑問。二次的使用や電子についての契約は代理人契約のはず
 - ◎隣接権は本当に必要なのか。挿絵やカットで生活している作家に対して出版者が（印税でなく）買い上げを迫って何回でも使用することが行われている。出版契約書に「隣接権のすべてあるいは一部を行使しない」という項を作り、甲乙合意すれば、著作者は「隣接権」をコントロールできるのか
 - ◎隣接権では原出版者の立場の保護が必要だ
 - ◎「出版物に関する権利」とは、デジタルの世界で違法な行為がゼロコストで行われることに対抗する手段だ。出版者には、著作権に及ばない形での「出版者の権利」がどうしても必要だ
 - ◎外資巨大プラットフォームが出版物の表層だけ奪ってビジネスにしていけば、出版者が著作者を育てる「創造のサイクル」が崩れてしまう。今まで語られなかった問題を透明化してルール化したいのは、巨大プラットフォームが日本の文化に大きく影響するからだ
 - ◎権利を創設するならば50年先の人々にも説明できるようなものでなければならない。だからこそ思想が求められる。著作権の保護期間が50年か、70年に延長が必要かというような思想の問題だ。出版社の隣接権は、世界に類例がない。海外にこうした法律がない理由は何か？ 思想と事例、それぞれに検討が必要だ。またその決定にも思想が求められるだろう
- 次回にむけて
- ◎著作者と出版者の間での相互理解、思想の共有が大切だ。それがなければ、権利が付与されても、みんなが困っている事例は解決しない
 - ◎次回からはテーマを決めて議論する。テーマを決めるために著作者団体から問題点を追加で挙げてほしい
 - ◎分科会で議論すべきことを整理し、中川勉強会本体の法案化への議論に引き取るべきものはそちらで検討する

以上